

社会福祉法人守山市社会福祉協議会
自治会高齢者ふれあい交流事業「すこやかサロン」実施要綱

(事業の実施)

第1条 高齢化社会を反映し、地域では家に閉じこもりがちで、孤独になりがちな高齢者が増えつつある現状に鑑み、在宅の高齢者が気軽に集え、お互いに交流を深め、また地域の人たちとのふれあいの輪を広げ、心身共に健康で毎日いきがいとうるおいのある生活がおくれることを目的に高齢者ふれあい交流事業「すこやかサロン」(以下「すこやかサロン」という。)を自治会を単位に実施する。

(実施主体)

第2条 すこやかサロンの実施主体は、自治会とする。

(実施場所)

第3条 すこやかサロンの実施場所は、自治会館等とする。

(対象者)

第4条 すこやかサロンの対象者は、自治会の実情に応じた者とする。

(対象事業)

第5条 すこやかサロンの対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援サービス
ふれあい会話交流活動(レクリエーション含む。)
- (2) 食事サービス
- (3) 健康づくりサービス
健康・栄養相談、介護予防トレーニング(体操)
- (4) 福祉保健関係の情報提供
- (5) その他自治会に応じたメニュー

(協力機関等)

第6条 すこやかサロンの実施に当たり、自治会は、必要に応じて次の機関等の協力を得ることができる。

- (1) 守山市民生委員児童委員協議会
- (2) 社会福祉法人守山市社会福祉協議会(以下「本会」という。)
- (3) 守山市福祉事務所
- (4) ボランティア

(経費の徴収)

第7条 自治会は、すこやかサロンの実施に当たり、必要諸経費を参加者から参加費として徴収することができる。

(事業経費の助成)

第8条 本会は、すこやかサロンの実施に対して、1回につき食事有9,000円、食事無4,500円、更に介護予防体操を実施した場合は1回につき1,000円の助成金を交付する。ただし、月額11,000円を限度とする。

(助成金の申請および請求)

第9条 助成金の交付を受けようとする自治会は、原則として5月末日までに、すこやかサロン助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）を本会に提出するものとする。

(助成金の決定および交付)

第10条 本会は、助成金の交付の申請および請求があったときは、その内容を審査し、速やかに助成金の交付を決定し、すこやかサロン助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知し、これを交付するものとする。

(実施報告)

第11条 助成金の交付を受ける自治会は、すこやかサロンを実施した月ごとに、すこやかサロン実施報告書（別記様式第3号）を本会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定および精算)

第12条 本会は、助成金の交付を受ける自治会が事業を完了したときは、前条による報告書の内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、すこやかサロン助成金確定通知書（別記様式第4号）により通知し、これを精算するものとする。

(注意事項)

第13条 自治会は、すこやかサロンの実施に当たり、次の事項について注意しなければならない。

- (1) 事故等に備え、保険に加入すること。
- (2) 必要に応じ、協力機関等に参画を求めること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。